

## 海陽町事前復興計画策定業務 仕様書

### 【業務概要】

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害では、広範囲で甚大な被害が発生したことから、市町村では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要した。復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等があげられる。こうしたことは、南海トラフ地震等の大規模災害時にも同様の事態が生じる懸念がある。市町村は災害からの復興まちづくりを進めるために、過去の災害からの復興まちづくりの課題・教訓を踏まえて、平時にできることから準備しておく必要がある。

このため、本業務では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月国土交通省都市局）及び、徳島県復興指針（令和元年12月徳島県）に従って、海陽町において発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等による被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から町民・事業者・行政の共有するための計画として、事前復興計画を策定する。

### 【業務内容】

#### （１）計画準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針やスケジュール等をまとめた業務計画書を作成し、監督職員に提出する。

#### （２）まちの課題の整理

基礎データより、まちの現況と被害想定を重ね合わせ、被災後に想定されるまちの課題を整理する。

まちの現況を表す総合計画等の計画書や各種統計、被害想定の確認に必要となる津波ハザードマップ等の基礎データは発注者より貸与する。

#### （３）復興手順の検討

被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、地域防災計画で想定している災害をもとに、被災後に必要となる取組項目と内容を検討する。

また、各取組項目の実施責任担当課を庁内で調整するための資料を作成する。

#### （４）事前復興計画の策定

事前復興計画を策定する。事前復興計画の構成は、以下を想定する。

また、パブリックコメントの実施に必要となる事前復興計画（原案）を作成する。

## I. はじめに

- (1) 事前復興計画の目的
- (2) 事前復興計画の位置づけ
- (3) 対象区域

## II. 復興まちづくりの実施方針

- (1) 現況整理、復興まちづくりの実施に向けた課題の整理
- (2) 復興まちづくりの目標・方針
- (3) 将来都市構造
- (4) 分野別の復興まちづくりの実施方針
- (5) 復興事前準備の推進に向けて

## III. 復興体制

- (1) 復興体制の目的
- (2) 庁内での復興体制

## IV. 復興手順

- (1) 復興手順の目的
- (2) 庁内での復興手順

## V. 復興訓練

- (1) 復興訓練の目的
- (2) 庁内での復興訓練

## (5) 庁内検討会議資料の作成

事前復興計画の策定に向けた庁内検討会議の運営支援として、会議資料の作成を行う。

庁内検討会議は3回を想定する。

第1回：事前復興計画の必要性・まちの課題の共有

第2回：事前復興計画（原案）の共有・調整

第3回：事前復興計画（成案）、今後のスケジュールの共有

## (6) 報告書の作成

- (1) ～ (5) の検討結果を報告書としてとりまとめる。

## (7) 打合せ

本業務では、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回、打合せを行う。

必要に応じて、監督職員と協議の上、中間打合せの回数を変更できるものとする。

## 【契約期間】

契約締結日から令和4年3月28日まで

## 【スケジュール概要（予定）】

令和3年6月：業者決定

令和3年6月～令和4年2月：受託者による計画作成に係る支援業務

令和3年6月～令和4年1月：関係各課の計画調整

令和3年6月～令和4年1月：庁内検討会議の開催（6月、9月、1月の3回）

令和4年3月：海陽町議会への最終報告

令和3年10月～令和4年2月：策定委員会の開催（1月、2月の2回）

## 参考）令和4年度の業務内容（案）

### （1）協議会運営方法の検討

地域住民からの意見聴取や訓練の実施、被災後の復興まちづくりの主体となる協議会の設置のため、協議会の運営方法について検討する。

※令和4年度：協議会の設置を予定（R2.11 事前復興ロードマップ案より）

### （2）復興まちづくり訓練の検討

被災後、復興まちづくりを早期かつ的確に進めるには、職員が復興事前準備の取組に習熟している必要がある。このため、職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練の内容について検討する。

※令和5年度：復興本部設立、訓練実施を予定（R2.11 事前復興ロードマップ案より）

また、復興まちづくりに関する地域住民の意識啓発、地域住民も含めた復興まちづくりに関するワークショップ等の訓練の内容について検討する。

※令和5年度：イメージトレーニングの実施を予定

（R2.11 事前復興ロードマップ案より）